

毎週土の街頭署名スタート

「伊方稼働させない・廃炉計画求める」40万署名



10月6日（土）、松山市中心部の伊予鉄市駅前で街頭署名行動が行われ30名が参加しました。慌ただしい人並みの中でしたが、マイクで訴え、チラシを手渡しながらの署名訴えでした。この夏の電力事情は、原発が稼働していなくても十分にゆとりがあったこと、福島原発は今も危険な状態にあること、等を訴えました。親子連れで署名していただける方もありました。

1時間の行動で、220筆の署名が集まりました。これは40万署名の実現に向けて、来年3月まで続けていく予定です。

高知市では、毎週金曜日の夕刻、帯屋町で5:30～6:30に、高知市役所前で6:00～7:00に、それぞれ署名や宣伝行動が取り組まれています。各地での工夫した取り組みが期待されています。

新年度会費の納入をお願いします。

決算書では、1,238,909万円の繰越額ですが、4月以降の支出も多額で、現在高は314,453万円になっています。新たな年度の会費・カンパの納入をお願いします。郵便局にて、同封の「払込取扱票」を使って送ってください。（恐縮ですが送金手数料はご負担をお願いします）

第二回定期総会を開催 記念講演に 260 名が参加



コラージュ説明

左上 愛媛新聞9月11日付から

左下 朝日新聞デジタル9月1日付から

右 9月9日子規記念博物館の会場にて



9月9日（日）、松山市の子規記念博物館講堂で第2回定期総会を開催しました。

大原英記幹事の司会、草薙順一事務局長の挨拶で開会しました。まず東洋大学教授の渡辺満久さんを講師に「変動地形学からみた活断層と原発問題」の講演会をもちました。260名が参加しました。渡辺教授は、地震による揺れの想定が不正確であるとし、ストレステストは意味がない旨指摘しました。これまでの審査についても「過小評価」と「値切り」が横行している実態を語りました。

引き続き第2回定期総会が開催されました。議長に中尾寛さん（松山市）を選出した後に、和田宰事務局次長が経過と取組みの報告を行い、松浦秀人事務局員が決算報告を、高下博行監査が会計監査報告を行いました。参加者の拍手によって承認されました。

続いて2012年度の方針（案）と予算（案）と規約の一部改正（案）が提案されました。伊方原発を稼働させず、廃炉計画を求める40万署名の実現に向けた提案も行われました。

討論の中では、「福島原発事故の被災者にもっと寄り添って」「福島の子供たちには甲状腺の異常が多発している、救済のために力を」「40万署名をやりぬくために地元でのきめ細かい運動母体をつくり出したい」「一定の曜日に常駐することの検討を」などの意見や要望が出されました。

事務局が答弁を行い、声を活かした方向で取り組む旨述べました。拍手承認され、役員改選に移りました。諸役員の留任を基本とし、1名の引退と新たな3名を加えた役員（案）が提案され、別稿のとおり新役員が選出されました。

総会参加者数は香川・高知・徳島などの県外の方を含む125名でした。

運転差止裁判の経過報告

伊方原発をとめる会 事務局長 草薙順一

伊方原発の運転差止を求める裁判は、622名の原告と146名の弁護団を中心に、住民に支えられてたたかっています。

第1回口頭弁論は5月29日でした。原告側は訴状を陳述し、準備書面(1)を陳述。原告の近藤誠さんと須藤昭男さんが意見陳述しました。また、薦田伸夫弁護団長、河合弘行訴訟代理人が意見陳述を行いました。被告側は、答弁書陳述を行いました。

9月25日に第2回口頭弁論が行われました。原告側が求釈明陳述を行い、26件の証拠を提出しました。被告四電側は準備書面(1)を提出しましたが、原告が求めた書証(証拠となる文書・資料)の殆どを示さないうままです。

これに対し、原告弁護団長がその不当性をつく意見書提出を行いました。そして、原告の渡辺寛志さん、村田武さん、松浦秀人さんが意見陳述を行いました。原告らの陳述は心を打つものでした。傍聴席からは、誰からとなく自然発生的な拍手が occurred しました。

あらためて「陳述」の役割も説明

閉廷後、県立美術館講堂で報告集会を行いました。約100名が参加しました。

3名の原告も陳述した感想を語りました。中

川・薦田両弁護士から、法廷に入れなかった方々にも分かるように、「書証」の意味や、「陳述」の役割等の説明も行われました。参加者からは、裁判に関して多様な質問や率直な意見が出されました。弁護団から個々の意見に説明が行われ、議論が深められました。



○2012年9月28日付で原告らは松山地方裁判所 民事第2部に対して「被告が一切の書証を出さないことは、民事訴訟法規則80条以下による提出義務違反である。訴訟を遅延させることは許されない」旨の上申書を提出しました。

○2012年10月2日付で裁判所は、被告に対して「被告は答弁書における被告の主張事実のうち、当事者間に争いのある事実につき、重要な書証を速やかに提出されたい」旨伝達しました。

○第3回口頭弁論は、2013年1月29日(火)14時30分(予定)です。

以下は、第2回口頭弁論での主なやりとりです。

原告ら： 被告は書証を一切提出していないが、今後も提出しないのか。

被告： 争点が絞られてから集中して提出することを検討したい。

原告ら： 争点を絞る為にも書証の提出は必要である。争点が絞られるまで、書証を提出しない趣旨か。

被告： 裁判所の訴訟指揮を踏まえて検討したいと考える。

原告ら： 原告らは求釈明において、①不明な点を明らかにすること。②基本的な関連資料を提出することを求めている。①については現時点で明らかにして欲しい。②について被告主張の裏付けとなる関連資料を現時点で提出すべきであると考え。裁判所において被告に対して、速やかに関連資料を提出するよう訴訟指揮をされたい。

裁判長： 裁判所において、両方の意見を突き合わせた上で、適切な対応を考えることとしたい。



伊方の稼働許すなと 目標超える1300名余が参加

6月10日、松山市の城山公園に1300名が集まりました。集会の後、県庁前を包囲して「伊方原発を再稼働するな、廃炉にせよ」と声を上げ、デモ行進を行いました。

翌11日、約70名の代表が県庁に要請行動に出向きました。事前に何度も申入れていたにもかかわらず、県側の対応は、知事や副知事の対応を拒み、また非常に狭

い部屋しか用意しないという非礼な態度に終始しました。そうした中でも、各地の代表は、応対した山口原子力安全対策推進監に対して要請書を手渡すなどしました。

その後、秘書課に立ち寄り、愛媛県の非礼で異様な対応を指摘し、改善を求めて一人ずつ挨拶しました。

7月29日の都司嘉宣（元東大地震研）さん講演会で 慶長豊予地震は中央構造線と連動の可能性

7月29日に「伊方原発に巨大地震と大津波の脅威」と題して、元東京大学地震研究所准教授：都司嘉宣（つじよしのぶ）講演会を開催しました。講演では、九州での地震、あるいは南海トラフによる地震と中央構造線活断層帯との関わりが述べられました。

特に注目されるのは次の2点です。

①大分県を震源とする地震と中央構造線活断層帯が「連動」した可能性が強いとした点です。これは、慶長豊予地震（1596）による、佐賀関、杵築、上関などの津波の記録、宇和島城の震災記録などを重ねる中での分析です。そして、伊方周辺においても10mから15mの津波をもたらした可能性があるとして指摘しました。②南海トラフによる瀬戸内への影響について、「本震」

よりも「余震」の方が強い揺れをもたらし、中央構造線活断層帯の動きを誘導した可能性にも言及した点です。安政南海地震（1854）と2日後の余震、及び安政4年芸予地震（1857）とを比べ、「本震」よりも誘発された広義の「余震」の方が強い揺れを引き起こしたことをあげました。

こうした状況から、都司嘉宣さんは、浜岡に次いで伊方の危険性が高いと指摘しました。

